

平成20年度 予算編成方針

【新市政の経営理念】

「平成20年度 北九州市経営方針」(以下「経営方針」)で定めたとおり、新市政の経営理念は、「ハートフル北九州(人にやさしく元気なまち)」の構築である。

これは、子育て、教育、福祉等の充実により生活の質を向上させる(人にやさしいまちづくり)とともに、その実現のための経済的な裏づけとして、概ね整備された都市基盤を十分活用し地域振興を図る(元気なまちづくり)ものである。また、逆に、「人にやさしいまちづくり」が地域の魅力を生み出し、人が集い、「元気なまちづくり」を促進するといった「プラスの連鎖」を目指すこととなる。

【本市財政の現状と対応方針】

一方、三位一体改革等に伴う全国的な地方交付税等の削減と、これまでの積極的な公共投資による公債費(借入金の返済)の増加や少子高齢化に伴う福祉・医療経費の増加等により、本市の財政は、大幅な歳入不足・歳出超過に陥っており、平成21年度をピークに、この不均衡の拡大が見込まれている。そして、何も対策を講じなければ、最悪の場合「財政破たん」に陥る可能性もある。

このため、市行政が、増大する市民ニーズの全てに応えることは、不可能な状況にある。

このような状況を踏まえ、「北九州市経営基本計画」の「集中改革期間」(~平成22年度)においては、まずは行財政改革を断行し、そこから経営基盤を再構築していく必要がある。そのため、「ハートフル北九州」の構築を中心とする「重点戦略分野」には、経営資源の集中を図りつつも、その他については、事業実施のスピードを一旦は下げざるを得ない。

ただし、その間もマイナス志向になるのではなく、将来の本市の発展に向けた『改革の芽』、『夢へのチャレンジ』については、常に積極的に取り組んで行かなければならない。

【4つの経営戦略】

このような厳しい財政状況の中、経営戦略なくして「ハートフル北九州(人にやさしく元気なまち)」を着実に構築することはできない。

そのため、「経営方針」では、選択と集中、行財政改革の断行、市民・企業と協働した地域経営の確立、市役所内部の新しい組織文化や価値観の創造、の4つの経営戦略を定めたとおりであり、平成20年度予算もこれに沿って編成する考えである。

【予算要求上留意すべき点】

「経営方針」でも示したとおり、これからの事業展開は、「カネ・モノ」でなく、「知恵と行動力」で勝負する「問題解決型」の事業遂行が大きな鍵となる。このような観点から、予算要求に当たっては、財政状況が悪いことを理由に問題を先送りすることはあってはならず、「裁量的経費」・「特別経費」とともに、あまり大きくない予算額で、むしろ「知恵」を十分活用した予算要求（オンリーワン施策）を目指さなければならない。

【「戦略的予算編成システム」の活用】

「ハートフル北九州」の構築と財政健全化の2つの目標を同時に実現するため、平成19年度予算に引き続き、「戦略的予算編成システム」による編成を行う。なお、その考え方の詳細については、「平成19年度予算編成要領」に記載のとおり（別紙参照）である。

【予算編成過程の公開】

予算編成に係る透明性の確保と、より一層の市民参加を進めるため、今回初めて、予算要求状況を公表し、市民からの意見を募集し、予算編成に反映させる仕組みを導入する。

平成20年度予算編成に当たっては、以上のような基本的な考え方の下、下記の方針で臨むこととする。

記

平成20年度予算編成の二つの柱

1 「選択と集中」（重点戦略分野の設定）による予算措置の重点化等

（1）「重点戦略経費」の設定

平成20年度の「重点戦略経費」の予算要求は、「投資的経費」及び「行政経費」とともに、「ハートフル北九州マニフェスト」の7分野である

- ア 子育て日本一を実感できる子育て支援の重点化
- イ 子どもたちの確かな成長を支える教育の重点化
- ウ 老若男女がともに生きるための福祉の充実
- エ 美しき世界の環境首都の実現
- オ 元気で可能性に満ちた経済都市づくり
- カ 安全・安心や健康・子育てなどハートフルなまちづくり

キ 市民と共に歩む市政運営の推進
に加え、

ク 観光・文化・スポーツの充実
の8分野に限ることとする。

なお、具体的な事業については、基本的には「ハートフル北九州マニフェスト」に明確に記載されているものに限るが、それらと密接に関連すると認められる事業(オンリーワン施策など)については、予算要求できることとする。

(2) 市民・企業と協働した事業展開

「経営方針」で示しているとおり、「市民・企業と協働した地域経営の確立」は重要な経営戦略の一つである。このため、市民、NPO、ボランティア、企業等と協働し、それらの主体の「市民力」を高めていくような事業については、「重点戦略経費」で予算要求できることとする。

(3) 市制45周年を記念した事業の実施

平成20年度は、5市合併により本市が発足して45周年を迎える。そこで、「健康でスポーツを楽しむ元気なまち」を目指し、明るく、元気の出る事業の実施など、市制45周年を記念した事業に取り組む。

なお、本事業費については、「臨時等経費」で予算要求できることとする。

(4) 公共投資の重点化・抑制

公共投資については、「北九州市経営基本計画」に沿った重点化と抑制を図る。

また、現在「公共事業の優先度に関する市民意向調査(市民アンケート)」を実施しており、その調査結果等を踏まえ、「ハートフル北九州」構築のための重点投資分野をさらに設定し、重点化を図る。

加えて、公共投資と民間投資を合わせたまちづくりを推進するため、PFI等の民間活力の導入を図る。

なお、新規の大型事業については、新たに導入する公共投資評価制度により評価を行った上で、予算措置を行う。

2 行財政改革の断行

行財政改革は、引き続き市政の最重要課題の一つである。財政基盤がぜい弱な本市では、行財政改革による財源捻出がなければ、積極的な市政展開は望めない。

平成20年度は、これまでの「北九州市経営基本計画」や「北九州市経営改革大綱」に掲げられた項目等について、充実した取り組みを行う。

(1) 引き続き経営改善を行うもの

ア 職員数の削減と人件費総額の抑制

民営化・民間委託化の推進や組織・機構の見直し、事務・事業の見直し、さらには職員採用数の抑制を計画的に進めるとともに、必要な部署には人員配置を強化するなど、メリハリをつけた人員配置を行いながら、職員 8,000 人体制を目指す。

イ 公共投資の重点化・抑制

経済社会情勢の変化や本市の発展を見据え事業を選択するとともに、経費の削減を図りつつ、引き続き総事業費の段階的抑制に努める。

ウ 公営企業会計・特別会計の見直し

「企業会計・特別会計経営改善委員会」の最終報告を踏まえつつ、経営の健全化に向けた取り組みを推進するとともに、一般会計からの繰出金については、法定繰出金であっても、公営企業会計や特別会計の財政状況から見て特段の事情がある場合を除き、原則整理合理化を図る。

エ 外郭団体の見直し

「北九州市外郭団体経営改革委員会」の報告書（平成 19 年 4 月 27 日）の提言内容を踏まえ、人員派遣や補助金の削減について抜本的に見直す。

オ 民営化・民間委託化・指定管理者制度の導入

「民間でできることは民間に委ねる」ことを基本に、可能な限り、民営化・民間委託化・指定管理者制度導入を推進する。

なお、平成 20 年度策定予定の「(仮称)北九州市経営プラン」に向け、今年度に、民営化等調査を実施することとしている。

カ 維持管理コストの削減

「建築物の維持管理に関するガイドライン」等を活用し、維持管理業務の適正化を図り、安全を確保した上で維持管理費の抜本的な削減に努める。

さらに、「近接する施設の維持管理業務の共同化」についても、積極的に実現を図る。

キ 事務・事業の見直し

事業の目的・手段・成果を評価し、聖域を設けず、必要性、経済性・効率性、有効性の視点から、事務・事業を見直す。

ク 公共調達改革

入札契約適正化の観点から、より客観性、透明性、競争性の向上に資する「一般競争入札」を拡大するとともに、「随意契約」の見直しを図るなど、地元発注に配慮しつつ、公共調達制度の改革に取り組む。

(2) 緊急に取り組むべきもの

上記に加えて、平成 20 年度は、以下の項目に緊急に取り組む。

ア 市有資産改革

本市が保有する未利用地などの資産について、公共利用の予定のないものは民間への売却促進を図り、保有資産を縮小する。特に、民間の投資意欲が高いと想定される今後3年間程度集中的に取り組む。また、市有資産の証券化の可能性についても検討する。

イ 特定目的基金、特別会計剰余金の見直し

民間からの寄附金によるもの等を除き、原則全ての特定目的基金を統廃合し、財源として活用するとともに、特別会計における剰余金についても、今後の経営状況を勘案した上で活用する。

なお、平成20年2月議会に、関係する基金を廃止するための条例案を提出する予定である。

ウ 市税等の債権回収体制の強化

市税を始め、保育料、国民健康保険料などの本市の債権について、公平の観点から、徴収一元化などの徴収体制強化を図り、収入率の向上及び収入未済額の縮減に取り組む。

(3) 予算上の取り扱い

「裁量的経費」については、行財政改革の徹底を図り、投資的経費については10%（投資的経費については、「裁量的経費」及び「義務的経費」を合わせて10%）、行政経費については7%程度の削減を図る。

なお、投資的経費については、「裁量的経費」に「重点戦略経費」として予算措置するものを加え、最終的に全体で7%以上の削減を図ることとする。

(4) 中期財政見通しとの関係

中期財政見通しでは、平成20年度新たに100億円の経営改善に取り組む必要があるとされている。このうち、「裁量的経費」の削減が、投資的経費・行政経費合わせて54億円となる見込みである。残余の経営改善策については、予算編成過程において決定するが、現時点では、未利用市有地の売却、特定目的基金や特別会計剰余金の活用等を考えている。

予算編成日程

予算編成日程については別途通知する。

なお、予め指示事項等を示した上（別途通知）で、平成19年11月に「平成20年度経営方針ヒアリング」を実施する予定である。

「戦略的予算編成システム」の考え方

「平成19年度予算編成要領」(抜粋)

「戦略的予算編成システム」の導入

従来、歳出を決定した上でそれに必要な財源を確保し予算編成を行う「歳出決定先行型」の予算編成と異なり、まず歳入を決定した上でその範囲内で歳出を決定する「歳入決定先行型」の予算編成である。すなわち、予算の経費を(1)全庁的な立場から特別な調整を要する経費である「特別調整経費」と(2)(1)以外の全ての経費である「一般施策経費」に区分し、(1)「特別調整経費」は「重点戦略経費」、「臨時経費」、「見直し等指定経費」に、(2)「一般施策経費」は「義務的必要経費」、「裁量的経費(局配分経費)」に細分化する。その上で、

(ア) 中期的な財政見通しを踏まえて、まず歳入総額を決定する。

(「集中改革期間」中は、段階的な経営改善を行う観点から、各年度の経営改善効果額を上記のとおり段階的に増加させることとし、その結果、収支が不足する額については、やむを得ず財政調整基金等から取り崩すこととしている)

(イ) 歳入総額から、「特別調整経費」の財源留保額と「義務的必要経費」の所要額を差し引く。

(ウ) 残り全てを「裁量的経費」とする。

なお、このように、予算フレーム上各年度の経営改善効果額の達成が既に前提となっており、一部で経営改善が予定どおり進まない場合、市全体としてさらに追加的な経営改善を行う必要が生じるため、必ず要求枠を守ることを徹底されたい。